

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	事業用電気工作物設置に係る主任技術者の選任要件の緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1004020
提案主体名	アイリスオーヤマ㈱		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>第二種電気工事士の業務にて、自家用電気工作物で最大電力「100キロワット未満」の需要設備を有する事業場の許可主任技術者指定 が可能ですが、この「100キロワット未満」の基準を、第一種電気工事士の半分にあたる「250キロワット未満」まで見れるように緩和して欲しい。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>現在弊社の料金対象電力147キロワットの工場にて協力会社でお願いしている電気主任業務を自社で行い管理費用の軽減が狙いです。業務にあたる者は電工二種を所持し、関連の立会い業務を10年以上経験がありますので許可をお願いしたいと思います。全国でニーズがどのくらいあるのか現時点ではわかりませんが、電工二種もそんなに簡単な試験ではございませんし、この資格で250キロワット以下で受電しているキュービクルの管理は十分出来ると考えています。</p>

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	十勝エネルギー特区	
要望事項 (事項名)	新エネルギーの利活用の促進(バイオエタノール)	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1014020	
提案主体名	十勝エネルギー特区推進協議会			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
	国土交通省
	環境省

求める措置の具体的内容
<p>ガソリンへのバイオエタノールの混合率の上限を10%とする。</p> <p>また、バイオエタノールを10%混合したガソリンに対応した車の登録を可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して輸送用燃料として使用することができる。</p> <p>バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。</p> <p>平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ(平成21年2月施行)。</p> <p>ガソリンへのバイオエタノールの混合率は3%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。</p> <p>また、エタノール濃度が3%を超える燃料に対応した車両は、現行法上の保安基準に適合しておらず、道路を走ることができないため、基準を改正する必要がある。</p>

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	十勝エネルギー特区	
要望事項 (事項名)	新エネルギーの利活用の促進(BDF)	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1014030	
提案主体名	十勝エネルギー特区推進協議会			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	軽油へのバイオディーゼル燃料(BDF)の混合率の上限を50%とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>BDFは、廃食用油から製造し、軽油と混合して輸送用燃料として使用することができる。</p> <p>バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。</p> <p>平成 20 年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ(平成 21 年 2 月施行)。</p> <p>軽油へのBDFの混合率は5%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。</p>

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	水産物の輸入の承認申請前の水産庁長官への確認 手続の簡素化	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1034020
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 経済産業省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	<p>中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への承認申請前の水産庁長官への確認申請において提出すべき書類のうち、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類については、提出を不要とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ及びマスの輸入事業者は、輸入に際して、当該さけ及びますが母川国主義に反して不正に捕獲されたものではないことを確認するため、水産庁長官の確認を受けた上で、輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。</p> <p>当該確認手続においては5つの書類を提出することとされているが、その審査に1ヶ月程度要し、その後の承認及び通関手続を経て我が国に輸入されるまでに数ヶ月を要している。輸入されるサケ及びマスの多くは一次加工のみを経た生鮮品であり、輸入までにこれだけ多くの時間がかかると、冷凍保存されていたとしても、劣化等は避けられない。中国は我が国にとって水産物の一次加工の重要な拠点の一つとなっているところ、現行手続はその積極的活用の大きな障害となっている。</p> <p>また、現状において、輸入されるサケ及びマスのほとんどは養殖されたものであって不正に捕獲された可能性は極めて低く、原産地の公的機関が発行する原産地証明等によりその事実を確認すれば足りると考えられるところ、現行手続は輸入事業者が無用な負担を強いるものであると考えられる。加えて、こうした手続により輸入に時間を要することにより、世界的に食料の需給がひっ迫している状況にあって、輸入先の多様化等を通じた、安定的な食料供給の確保等、国民の食生活の安定にも支障が生じるものと考えられる。</p>

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	企業ポイントの失効に関するルールの設定	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1039010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	企業ポイントを財産と認め、ポイント失効に関するルールを法案としてまとめる。
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、家電量販店やTUTAYA、クレジットカード会社等で、顧客の囲い込みを目的としたマーケティング・ツールとして、様々な「企業ポイント」制度が存在し、消費者にとっての価値も高まっている。しかし、「企業ポイント」の失効のルールは企業ごとにまちまちで、消費者に混乱をもたらしており、消費者とのトラブルに発展しているケースもある。消費者保護の観点から、失効ルール等、最低限の法整備を行うべきである。

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1070010
提案主体名	NPO 法人地球環境融合センター		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
	環境省
	内閣府

求める措置の具体的内容	内閣府が主体となって通達を出す
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。</p> <p>従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして『1人当たりのCO2 排出量』データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。</p> <p>省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腰を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。</p>

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	渋谷区における IT パスポート試験の一部免除措置	都道府県	東京都	
	について	提案事項管理番号	1073060	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
--------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>IT 企業の集積している渋谷区において、ITを駆使できる高度なスキルを持った人材の育成を促進し、雇用の創出や起業の促進を図る。具体的には【初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の構造改革特別区域における特例措置】と同様に一部の講座の受講の条件を満たした受講生に対し、IT パスポート試験の一部免除を実施する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【具体的な実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座修了者に対する IT パスポート試験の一部免除 <p>【期待される効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高い IT スキルを有した人材の増加 ②学生の就職支援や社会人のキャリアアップを推進 ③渋谷区におけるベンチャー企業成長促進や起業家の増加

11 経済産業省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	リサイクル料金の前払い制導入等	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1080010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されているリサイクル料金の後払いの問題点に鑑みて、これを前払いにするとともに小売りのリユースを制限することを提案する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売り業者との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって廃家電が行方不明になることが多く、不法投棄や金属だけを抜き取って外国に売られるなどの弊害をもたらしている。この廃家電を正規ルートから外さないためにも排出者にはリサイクルしやすく、小売業者には確実に廃家電を製造者に引き渡すことができるような仕組みを作ることが重要であり、リサイクル料金の前払い制とともに小売業者が製造者に廃家電を再度使用(リユース)するしないに関わらず引き渡すべきだと考える。</p> <p>提案理由: 廃家電品が非正規ルートへ流れることの懸念は廃家電に含まれる金属資源を失うことである。希少資源大国を目指す日本国の競争力に関わる問題である。リサイクル料金後払いでは排出者は主に買い替えの時にはきちんとリサイクルに出すが、それ以外は非正規ルートへつながる不法回収者へ渡してしまうことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った方が良いと考える。</p>